

農業振興地域名	笠 岡
地域指定年度	昭和 46（1971）年度
計画策定年度	昭和 49（1974）年度
計画見直し年度	平成 30（2018）年度
	令和 6（2024）年度

笠岡農業振興地域整備計画書

令和 8 年 ~~3~~ 月

岡山県 笠岡市

目 次

第1 農用地利用計画.....	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
ア 土地利用の構想.....	1
イ 農用地区域の設定方針.....	3
(2) 農業上の土地利用の方向	5
ア 農用地等利用の方針.....	5
イ 用途区分の構想.....	7
ウ 特別な用途区分の構想.....	9
2 農用地利用計画.....	10
第2 農業生産基盤の整備開発計画.....	11
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	11
2 農業生産基盤整備開発計画.....	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	12
4 他事業との関連.....	12
第3 農用地等の保全計画.....	13
1 農用地等の保全の方向.....	13
2 農用地等保全整備計画.....	13
3 農用地等の保全のための活動.....	14
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	14
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画.....	16
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	16
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	16
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	18
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	19
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	19
第5 農業近代化施設の整備計画.....	20
1 農業近代化施設の整備の方向.....	20
2 農業近代化施設整備計画.....	23

3	森林の整備その他林業の振興との関連	24
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	25
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	25
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	25
3	農業を担うべき者のための支援の活動	25
4	森林の整備その他林業の振興との関連	25
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	26
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	26
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	26
3	農業従事者就業促進施設	26
4	森林の整備その他林業の振興との関連	26
第8	生活環境施設の整備計画	27
1	生活環境施設の整備の目標	27
	(1)安全性	27
	(2)保健性	27
	(3)利便性	28
	(4)快適性	28
	(5)文化性	28
2	生活環境施設整備計画	29
3	森林の整備その他林業の振興との関連	29
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	29

第9 付 図

- 1 土地利用計画図（付図1号 別添）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号 別添）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号 別添）
- 4 農業近代化 施設整備計画図（付図4号 別添）

別 記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

(2) 用途区分

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は岡山県の南西部に位置し、東は浅口市、浅口郡里庄町、北は井原市、小田郡矢掛町、西は広島県福山市に隣接している。南は瀬戸内海に面し、総面積 136.07 km²（全国都道府県市区町村別面積調（令和5年4月1日））、東西 13.6km、南北 33.6km の広がりがある。市域は、瀬戸内海島しょ部や笠岡湾干拓地に代表される南部地域と、河川沿いに平地や丘陵地の広がる北部地域に大別される。

本市の農業振興地域は、市域 13,607ha のうち、用途区域、臨港地区、港湾隣接地域、瀬戸内海国立公園の特別地域、国有林、民有林の一部、島しょ部の一部の区域を除いた区域 10,594ha である。

本市の地形は、山が多く、少ない平坦地と江戸時代から続けられてきた干拓地や埋立地に主要な市街地が形成されている。海上部には、大小 30 有余の島々が点在している。気候は温暖少雨の典型的な瀬戸内式気候で、河川の水量が少ないことから、ため池が多いことも特徴である。地質は、山地部は花崗岩質、平地部は礫岩、粘土質で構成されている。

本市の人口は 46,088 人（令和2年国勢調査）で、昭和50年以降減少傾向が続いており、このまま推移すれば、さらに加速することが予想される。周辺市町と比較して人口の減少率は大きく、平成27年から令和2年にかけて 8.9% も減少している。

また、本市の高齢人口比率は、38.4%（令和2年国勢調査）と高く、岡山県平均の 30.7% を上回っている。

本市は、海と山に囲まれ、笠岡湾干拓地と北部の農用地の一部を除くと平坦地が非常に少ない地形であり、市域の約 1 割に人口の約 6 割が居住する「都市部（用途区域）」と、残りの広大な区域に人口の約 4 割が居住する「農村部」を有する。

都市部は、居住人口の減少、商業機能等の衰退によって笠岡駅周辺の中心市街地の空洞化と混住化が進行している。

一方、農村部では、人口流出に伴い人口減少率が高く、高齢化が進行し、基幹的農業従事者の平均年齢は 73.5 歳で、岡山県の平均（71.5 歳）を超えている。

また、若者や定年帰農者の定住に寄与する生活利便施設等が乏しく、集落の衰退も著しく深刻である。

平成 21 年 4 月に都市計画の線引きが廃止され、新たに特定用途制限地域を設定したことを受け、今後は、これらの情勢に対応した秩序ある土地利用を図るため、より緩やかな方策による土地利用を誘導する。

また、農用地については、生産性の高い高付加価値型農業等の展開のため、地域の特性に応じて、水田の有効利用を図るための農地の排水対策及び農業用排水施設の機能の安定的な発揮のための補修・更新等の生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を整えた農地の確保を推進する。

さらに、都市的土地利用との調整を図りながら、農用地を含む田園環境を保全しつつ、若者や定年帰農者の定住促進対策等を講じることで農村集落の衰退に歯止めをかけるとともに、農村と都市が共存する農業地域の形成を図る。

本地域における農用地は ~~2,362~~2,361ha で、全体の 22.2%を占めている。今後は、工業団地や道路整備、宅地開発等に伴い、農用地 ~~2,362~~2,361ha、農業用施設用地 ~~110~~111ha、森林・原野 18ha が減少し、工場用地 40ha、住宅地 4ha が増加することが見込まれている。

(単位：h a , %)

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R8 年)	2,362 2,361	22.2 22.2	110 111	1.0	4,638 (-)	43.8 (-)	464	4.4	55	0.5	2,965	28.0	10,594	100.0
目標	2,337	22.1	109	1.0	4,620 (-)	43.6 (-)	468	4.4	95	0.9	2,965	28.0	10,594	100.0
目標と の増減	▲25 ▲24		▲1 ▲2		▲18		4		▲40 40		—		—	

(注) () 内は混牧林地面積である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

優良農地の確保を基本方針とし、今後おおむね 10 年以上にわたり、農業上の利用を確保する必要がある集団性、連続性のある農用地を農用地区域として設定し、水稻を中心として野菜、果樹、花き、畜産など地域の特性に応じた生産を図ることができるよう、農業生産基盤の整備や担い手への農用地の集積・集約化を推進する。

また、農業的土地利用と非農業的土地利用との調整を図り、無秩序な改廃、転用を抑制するとともに、既存農用地の保全・有効利用を進め、効率のよい土地利用を図る。

特に笠岡湾干拓地については、国営干拓事業により造成された、大規模で生産性の高い優良農地が広がっており、本市の農業振興の拠点として、引き続き優良農地として良好な状態で、積極的に維持、保全を図っていく。

本地域内にある現況農用地 ~~2,365~~**2,361**ha のうち、次に掲げる農用地 ~~1,587~~**1,583**ha について、農用地区域を設定する。

- a おおむね 10ha 以上の集団的な農用地（b の施行地に重複している）
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地（~~1,306~~**1,302**ha）
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地（ただし、以下の(a)～(c)の土地を除く）(281ha)
 - (a) 集落区域内（連接集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場棟の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が 5 ha 以下の農用地（445.4ha）
 - (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地（165.4ha）
 - ・山間谷間急傾斜地等の不良農用地（142.8ha）
 - ・点在する集団性のない農用地（22.6ha）
 - (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる農用地（1.8ha）

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、次に掲げる土地改良施設用地 80.9ha について、農用地区域を設定する。(土地改良施設用地については、農地の面積に含む。)

地区番号	土地改良施設の名称	位置 (集落名等)	面積 (ha)	土地改良施設等の種類
A (北 部)	北川第 1 排水機場	北川 (甲弩)	0.1	用排水施設
〃	北川第 2 排水機場	北川 (走出)	0.2	用排水施設
〃	尾坂池 (ダム)	尾坂	17.1	ため池
C (東 部)	入江排水機場	西大島新田	0.1	用排水施設
D (中央部)	金浦排水機場	吉浜	0.1	用排水施設
F (笠岡湾干拓)	笠岡湾干拓中央管理所、 国繁ファームボンド	平成町	0.5	干拓管理棟、揚水施設
〃	片島揚水機場	カブト中央町	0.7	揚水施設
〃	片島排水機場、遊水池	拓海町	1.9	用排水施設
〃	寺間排水機場、遊水池	カブト西町、カブト南町	18.5	用排水施設
F (笠岡湾干拓)	1、2、3 号幹線排水路	カブト中央町、カブト西町、 カブト東町、港町、 鋼管町	41.7	排水路
合 計			80.9	

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの 58ha 及び次に掲げる農業用施設用地 50.7ha について、農用地区域 (計 108.7ha) を設定する。

地区番号	農業用施設の名称	位置 (集落名等)	面積 (ha)	農業用施設の種類
A (北 部)	養鶏団地	走 出	10.8	鶏舎、糞尿処理施設ほか
B (西 部)	〃	東大戸	6.0	〃
〃	〃	西大戸	3.2	〃
F (笠岡湾干拓)	粗飼料基地	平成町	2.4	格納庫、管理施設ほか
〃	JA 晴れの国岡山 笠岡アグリセンター	〃	9.2	格納庫、集出荷施設ほか
〃	酪農団地	笠岡湾干拓地内	19.1	牛舎、糞尿処理施設ほか
合 計			50.7	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域にある現況森林、原野等のうち、現状は森林、原野化しているものの、その周辺で営農活動がされており、一体的な土地利用及び周辺の農業生産に支障を及ぼすおそれがあるものや、農地としての復旧が比較的容易な土地については、引き続き農用地区域として設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域では、水稻を中心に麦、豆類、畜産、果樹、野菜、花きなど多彩な農業が営まれている。しかし、園芸や畜産の大規模経営体が多くみられる笠岡湾干拓地を除くと、不整形で狭小な耕地での零細な経営が大部分を占めており、北部の一部を除くと農業生産基盤整備も進んでいない状況にある。さらに、農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化・後継者不足等によって、笠岡湾干拓地を除く地域の農業生産額は減少傾向にあり、耕地利用率の低下とともに、耕作放棄地が増加している。

今後は、稲作と高収益作物を中心とした畑作を組み合わせた複合経営の確立等によって、地域の特色に適応した農用地利用と農業労働力の効率的な配分を図り、生産性の高い農業を実現するよう努める。

市北部に広がる平坦地を中心に、一部地域においては、ほ場整備やかんがい排水施設整備が実施されているが、地域振興作物を中心とした複合経営の推進により都市近郊型農業の展開を図るため、水田の汎用性や生産性を高めるなど、高度利用化に向けた条件整備を進める。

また、農業用水の多くをため池に依存しているため、既存ため池の保全管理・改修等を進める。

笠岡湾干拓地については、肥沃な土壌と優れた団地性を備えるとともに、用排水基幹施設の整備が実施されており、優良農地としての土地条件が整っている。

今後も用排水基幹施設の整備・改修を進め、大豆、麦、野菜、果樹、花き、畜産等を営む法人を中心とした大規模経営を推進することにより、効率的かつ生産性の高い農用地の利用集積を図る。

なお、以前から干拓地にあるJA晴れの国岡山などの直売所に加えて、道の駅に隣接して農畜産物直売所「笠岡ベイファーム」が開設されたことにより、生産者の新たな販路が生まれた。

また、干拓農業の総合産業化を推進する笠岡湾干拓地活性化エリアでは、最先端技術で農業を営む農業法人の誘致により、生産性に優れた新しい農業が展開されている。

今後も農業経営の安定を図るため、スマート農業の導入や農福連携の推進、付加価

値を付けた農畜産物の生産による消費拡大を行い、農業を魅力あるものにして後継者の育成を行うとともに、規模拡大や継続性の望める法人を対象とした農地の有効活用・活性化を図る。

また、荒廃農地の解消と発生防止を図るため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用し、地域が一体となって積極的に農用地保全に取り組むとともに、水源かん養機能、洪水防止機能など水田の持つ良好な自然環境の形成等、多面的機能の確保に努める。

主に笠岡湾干拓地や市北部に分布する農業用施設用地については、集約や共同利用を進め、効率的な利用を図る。

幹線道路沿線等については、優良農地の保全を図りつつ、都市的土地利用との調整を行いながら、定住環境をはじめとする農村生活環境の整備に努める。

また、瀬戸内海国立公園など自然環境保全との調和にも配慮した計画的な調整を図り、優良な農用地の維持・保全に努める。

このほか、都市住民との体験交流、市民農園、観光農園等への土地利用を含め、農用地の総合的な有効利用を促進する。

(単位：ha)

区分 地区名	農 地			採草放牧地			混牧林地			農 業 用 施設用地			計			森林 原野等
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況
北部 (A)	399.6 (399.6) 399.6	396.0 (396.0)	▲3.6 (▲3.6) ▲3.6	0	0	-	-	-	-	21.7	21.7	0	421.3 (399.6) 398.9	417.7 (396.0)	▲3.6 (▲3.6) ▲2.9	-
西部 (B)	143.1 (141.8)	136.2 (136.2)	▲6.9 (▲5.6)	-	-	-	-	-	-	8.3	8.3	0	151.4 (141.8)	144.5 (136.2)	▲6.9 (▲5.6)	-
東部 (C)	132.5 (132.5) 131.5	127.0 (127.0)	▲5.5 (▲5.5) ▲4.5	-	-	-	-	-	-	0.6	0.6	0	133.1 (132.5) 131.5	127.6 (127.6)	▲5.5 (▲5.5) ▲3.9	-
中央部 (D)	93.9 (93.2)	93.9 (93.2)	0 (0.0)	-	-	-	-	-	-	0.5	0.5	0	94.4 (93.2)	94.4 (93.2)	0 (0.0)	-
南部・ 島しょ 部 (E)	6.3 (6.3)	6.3 (6.3)	0 (0.0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.3 (6.3)	6.3 (6.3)	0 (0.0)	-
笠岡湾 干拓地 (F)	807.2 (807.2)	808.5 (808.5)	1.3 (1.3)	-	-	-	-	-	-	79.0	77.7	▲1.3	886.2 (807.2)	886.2 (808.5)	0 (1.3)	-
計	1,582.6 (1,578.9) 1,582.6	1,567.9 (1,567.2)	▲14.7 (▲11.7) ▲14.7	-	-	-	-	-	-	110.1	108.8	▲1.3	1,692.7 (1,578.9) 1,692.7	1,676.7 (1,567.8)	▲16.0 (▲11.1) ▲16.0	-

(注1) () 農用地区域内農地のうち、耕地及び作付け面積統計において定義する「耕地」の面積である。

(注2) 小数点第二位を四捨五入しているため、各項目の総和と計は一致しない場合がある。

イ 用途区分の構想

(ア) 北部(A) (北川、新山、吉田)

高梁川水系の尾坂川、井立川、浅香川及び吉田川流域の平坦地に水田地帯が形成されており、水稻を中心に大豆、野菜等が栽培されている。北川地区及び新山地区の農地 220ha については、かんがい排水施設やほ場整備等の土地基盤整備が完了している。吉田地区の農地 30ha では、尾坂池からのパイプラインが整備されている。

今後は、かんがい排水施設の整備・改修やほ場整備、共同利用機械の導入を推進するとともに、担い手への農地集積や集落機能の維持・強化を図りつつ集落営農組織の育成を進め、水田農業の維持・強化を図りながら、汎用田としても高度利用を促進する。

また、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の活用を継続し、農地の維持に努める。

(イ) 西部(B) (大井、陶山)

広域農道の整備により地域の利便性は向上したが、山あいの農地が多く、生産性の高い農地への改良は困難な状況である。丘陵地ではぶどうや野菜の栽培が行われており、これらの施設化を進める。

また、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の活用を継続し、農地の維持に努める。

(ウ) 東部(C) (今井、大島)

今井地区では丘陵地を利用して、ももやぶどうの栽培が行われている。今立川周辺の平地部では水稻を中心にいちご、ぶどうなど比較的生産性の高い農業が散在的に営まれていることから、施設化や集約化を進めることで生産団地の維持を図るとともに、有望品種の導入を検討する。

大島地区は、御嶽山の裾野に広がる畑地と、西大島、西大島新田周辺の水田とで構成される。長浜、正頭、大工ノ浜地区の傾斜地は、県営畑地帯総合土地改良事業によりかんがい施設が整備され、みかん等の果樹や菊、花き栽培が盛んに行われてきたが、施設の老朽化や農業従事者の高齢化により農業の衰退が進み、農地の荒廃も深刻化している。

今後は、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の活用により、農地の維持に努める。

(エ) 中央部(D) (笠岡、金浦、城見、神内、神外)

平地部の大半は市街地が形成されている。金浦地区に存在する水稻、施設園芸等を中心とした約 39ha の集团的優良農地については、引き続き農地として利用し農業振興を図る。城見地区についてはいちじく及びいちごの生産団地、神島地区

については花きの生産団地の維持を図る。

また、金浦地区では多面的機能支払制度の活用を検討するとともに、集落営農組織の育成を推進する。

(オ) 南部・島しょ部(E) (白石、北木島、真鍋、飛島)

真鍋島では寒菊、ゴーヤ、飛島ではさやえんどう等の栽培が行われてきたが、農業従事者の高齢化の進行により、農業は衰退傾向にある。

今後は、農漁村の豊かな自然環境を活かした都市住民との交流など、新たな展開を検討する。

(カ) 笠岡湾干拓地(F)

笠岡湾干拓地では、土地利用型の大型農業機械を使った大規模・近代的な農業の実現に向けて、各種補助事業の導入により条件整備が行われてきた。干拓地内の農地 868ha のうち農業者の入植・増反による農地は 486ha (畜産 179ha、耕種 132ha、園芸 175ha) となっている。

畜産経営においては、酪農経営を中心に、肉用牛経営を含め、近代化された設備により一大畜産団地が形成されている。

また、県と本市が共同運営していた粗飼料基地は、今後も牧草の生産ほ場として保全するとともに、牧草供給に支障がない範囲で、企業による農業参入を推進し、粗飼料基地全体としての農地の有効利用を図る。

農作物の作付状況は、土地利用型作物では麦類、大豆、小豆及びキャベツ、たまねぎ、ブロッコリー等の野菜、施設化による集約的な作物ではいちご、なす等の野菜、ぶどう等の果樹及びばらやラークスパー等の花きの栽培が多くみられる。

今後は、かんがい排水施設の整備・改修を行うとともに、スマート農業の導入による生産効率の高い農業や、環境負荷低減に向けた減農薬栽培等の取組、法人組織によるキャベツ、たまねぎ、ブロッコリー等の加工及び業務用野菜や飼料用とうもろこしの生産を推進し、消費者ニーズにあった安全安心で高品質・高付加価値な農産物の生産促進に努める。

さらに、共同堆肥生産組織による良質な堆肥生産だけでなく、牛ふんを活用したバイオガス発電施設由来の濃縮消化液の肥料化等の新たな取り組みを推進する。

ウ 特別な用途区分の構想

笠岡湾干拓地（F）内の農地のうち、J A晴れの国岡山笠岡アグリセンター及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター西日本農場を除いたおおよそ 868ha については、国営干拓事業により造成された、平坦で大区画の優良農地として特に保全すべきものであるため、高生産性農業地域として区域を分け、以下の特別な用途を指定することとし、引き続き本市農業振興の拠点として大規模な農業を推進する。

（ア） 畜産経営区域

笠岡湾干拓地内の 1 号幹線道路以南で、3 号幹線排水路以北の畜舎等施設用地を含む 179ha については、畜産経営を目的として、国から配分を受けたものであり、そのほとんどが団地性 10ha 以上で構成されている。

今後も、乳用牛又は肉用牛の生産と粗飼料生産基盤の拡大のための用地としての利用を図る。

（イ） 耕種複合経営区域

2 号幹線道路以西の農業用倉庫等施設用地を含む 132ha については、大豆・小麦を中心に収益性の高い露地野菜を複合した、土地利用型の農業経営を目的として配分を受けたものであり、平均的な団地性 5 ha 以上で構成されている。

今後も、収益性の高い品目の組み合わせによる、大規模な土地利用型畑作農業を推進する。

（ウ） 園芸複合経営区域

2 号幹線排水路以東等の農業用倉庫等施設用地を含む 175ha については、施設園芸を中心にした農業経営の規模拡大を図る目的で配分を受けたものであり、平均的な団地規模は 1 ha 以上となっている。

今後も、施設園芸を主体とし、大豆、小麦、露地野菜等の組み合わせによる園芸複合的経営と農業の規模拡大を推進する。

（エ） 粗飼料基地区域

現在、粗飼料基地用地となっている 379ha については、国から大規模で効率的な飼料の生産と自給を目的として配分を受けたものである。県と本市が共同運営を行っていたが、現在は畜産関係団体や農業法人への貸付けによる有効活用を図っており、今後も、干拓地内の農業振興と畜産飼料の安定供給のための用地として、畜産経

営の情勢を見ながら県との協議を行い、更なる有効活用を図る。

(オ) 活性化エリア

笠岡湾干拓地内の1号幹線道路以北で、干拓農業の総合産業化を推進するべく確保されている区域である。水はけの悪い土壌環境から農業用施設や大規模温室などを設置した営農が期待されており、現在は干拓地内で野菜の栽培を行っている株式会社I Loveファーム（本社・札幌市）による大規模な集出荷施設の整備、株式会社サラファーム（本社・笠岡市）によるバイオマスエネルギーを活用した、大規模園芸施設での栽培が行われるなど、エリアの特性を生かした活用がなされている。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農用地域内の農地は、畑が5割、田が4割、樹園地が1割を占めている。ほ場整備率は、畑は62.0%と高いものの田は10.9%に止まり（いずれも令和4年度末、笠岡市調べ）、農業生産基盤の整備は十分とはいえない状況にある。

今後は、担い手を中心とした土地利用型農業や集約的農業、畜産を展開するうえで必要な条件整備を実施することを基本として、混住化や農業用水の水質保全等に配慮しつつ、農業生産と一体化した基盤整備を推進する。

特に、かんがい排水施設は、老朽化により通水に支障を来しているため、計画的に整備・改修を実施する。農道整備は、農産物や農業用資材の搬入出の円滑化や生活環境整備の観点からも、継続的に推進する。その他の土地基盤整備（ほ場整備等）についても、地域の合意形成が得られたものから順次具体化する。

地区別の整備構想は次のとおりである。

ア 北部(A)（北川、新山、吉田）

北川地区では、かんがい排水施設や農道整備が積極的に実施されてきた。新山地区の一部でもほ場整備が行われたが、その他の地区では地形的な問題や合意形成が進まないことから未実施となっている。

今後は、揚水ポンプやパイプラインなどかんがい排水施設の保全管理・改修を積極的に推進するとともに、農業集落排水施設やため池、農道等についても計画的な整備に努める。また、地域からの要望に応じて、ほ場整備等も検討していく。

イ 西部(B)（大井、陶山）

農地の大半が傾斜地に分布しているため、大規模なほ場整備は困難な状況にある。篠坂、東大戸地区の丘陵地や山あいの農地について農道の改良、かんがい排水施設の整備・改修、ため池改修等の基盤整備を行い、生産性の維持に努める。

ウ 東部(C)（今井、大島）

かんがい排水施設の整備・改修、ため池改修等を行い、農業用水の確保を図る。

エ 中央部(D)（笠岡、金浦、城見、神内、神外）

かんがい排水施設の整備・改修を推進するとともに、既存の果樹・花きの栽培基盤を活かした生産関連施設を中心に産地の維持を図る。

オ 南部・島しょ部(E)（白石、北木島、真鍋、飛島）

島しょ部の高齢化率は極めて高く、離島のおかれた諸条件の制約から生活・産業・医療等の高度化が立ち後れている。

今後は、観光産業との連携を推進するため、生活環境整備と一体化した農業基盤

整備の実施を検討する。

カ 笠岡湾干拓地(F)

笠岡湾干拓地では、平成2年の完成以来、各種の補助事業が導入され、農業生産基盤の整備・開発が行われてきた。

また、令和7年度に予定されている一般国道2号笠岡バイパスの全線開通により、広域交通の利便性が大きく向上することも見込まれている。

今後も、立地条件を活かし、大規模経営体の経営安定化や高品質・高付加価値な農産物の生産に必要な条件整備として、かんがい排水施設や暗渠、畑地かんがい施設等の整備・改修を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益 地区	受益 面積		
農業用排水 施設整備	排水機整備 2 台 付帯施設整備一式 建屋修繕一式	金浦	ha 131.0	①	平成 25～28 年度 農業基盤整備促進事業 (金浦地区)
農業用用水 施設整備	ポンプ施設一式 水管理施設一式	笠岡湾 干拓地	868.0	②	平成 18～23 年度 水利施設整備事業（基幹 水利施設整備型） (笠岡湾干拓地区)
農業用排水 施設整備	排水施設整備 12 箇所 用水施設整備一式	笠岡湾 干拓地	868.0	③	平成 27～30 年度 水利施設等保全高度化事 業（一般型） (笠岡湾干拓第二地区)
農道保全対策 事業	農道保全対策 1 橋 耐震補強 一式 保全対策 一式	笠岡湾 干拓地	116.6	④	令和 5～9 年度 農村整備事業（農道・集落 道整備事業）強靱化型 (笠岡湾干拓 2 号橋)
農業用排水 施設整備	排水機整備 2 台 付帯施設整備一式 建屋修繕一式	北川	118.0	⑤	令和 5～ 9 9 年度 水利施設等保全高度化事 業（基幹水利施設保全型） (北川第 1)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林道整備にあたっては、農道と一体的な整備を行う。

4 他事業との関連

農業生産基盤の整備にあたっては、農村環境の総合的な保全・形成に配慮し、農村生活環境と一体的な整備を推進する。

広域交通網の整備や地域幹線道路網の整備にあたっては、都市的土地利用との調整を図りながら優良農用地の保全に努める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本地域の農用地は、笠岡湾干拓地や北部の一部を除くと不整形で狭小な農地が多く、農業従事者の高齢化等によって後継者・担い手不足は深刻化し、耕作放棄された農用地も増加傾向にある。

このため、担い手への農用地の利用集積と一体的に行う農業生産基盤整備を促進することで農用地を保全し、その有効利用を図るために農用地の集積・集約化を推進する。これにあわせて、集落機能や集落コミュニティ活動の強化によって、農用地や農村景観の保全を進める必要がある。

また、大雨や台風等による自然災害（高潮、排水不良等）の防止や水質保全の観点から、用排水施設、護岸、水質浄化設備等の整備・改修を計画的に推進し、農用地等の保全を図る。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
海岸保全施設整備	護岸工 L=368m	白石	ha 1.85	①	平成 19～23 年度 海岸保全施設整備事業（高潮対策） （白石南地区）
海岸保全施設整備	堤防改良工 L=293m	西大島 新 田	48.0	②	平成 27～31 年度 海岸保全施設整備事業（高潮対策） （大島地区）
農地防災施設整備	排水機 2 台 機場工一式	西大島 新 田	50.9	③	平成 27～31 年度 農村地域防災減災事業（湛水防除） （入江地区）
農地防災施設整備	頭首工一式	北 川	9.6	④	平成 22～24 年度 農業用河川工作物応急対策事業 （作立地区）
農地防災施設整備	堤体工一式 堤高 H=12.8m 堤長 L=114.6m	山 口	18.9	⑤	平成 26～30 年度 農村地域防災減災事業（ため池整備） （奥山池地区）
農地防災施設整備	承・排水路工 L=154m 明暗渠工 L=75m 水抜きボーリング工 L=930m アンカー工 N=26 本	東大戸	162.0	⑥	平成 29～33 年度 農村地域防災減災事業（地すべり対策） （東大戸 2 期地区）

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益 地区	受益 面積		
農地防災 施設整備	排水機場改修 1ヶ所	干 拓	ha 829.0	⑦	令和元～ 8 10 年度 国営土地改良事業（国営 施設応急対策事業） （寺間地区）
農地防災 施設整備	堤体工一式 堤高 H=6.9m 堤長 L=86.3m	新 賀	6.6	⑧	令和 2～5 年度 農村地域防災減災事業 （ため池整備） （岩神池地区）
農地防災 施設整備	機場工一式 排水機 φ700 1台 除塵機 1台 遊水池、吸水槽 1式 送水管路工 φ800×L=33.0	北 川	106.0	⑨	令和 3～7 年度 用排水施設等整備事業 （北川第 1 地区）

3 農用地等の保全のための活動

荒廃農地の発生を未然に防止し、農用地等の保全を図るため、離農・規模縮小農家の農地を認定農業者をはじめとする地域の担い手に利用集積するよう誘導し、農地利用の集積・集約化を推進する。

また、労働力不足に対応するため、認定農業者や農業集団等の生産組織による農作業受委託を推進する。

農山漁村振興交付金や中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度を活用し、鳥獣害防止対策や道水路の管理等を行うとともに、農機具の共同利用や農作業の共同化など営農の組織化への検討を通じて、遊休化の防止や農用地等の保全に取り組む。

笠岡湾干拓地では飼養頭数が増加傾向にあり、牛ふん堆肥の過剰施用による遊水池の水質悪化を引き起こす懸念もあることから、水質浄化施設の整備にあわせ、飼料用とうもろこしの二期作栽培による堆肥利用を推進するとともに、適正施用の徹底に努める。

また、牛ふんを、バイオマス資源として活用する発電施設が令和 6 年度より稼働しており、施設から排出される消化液を濃縮することで生成される濃縮消化液についても、堆肥に代わる新たな肥料としての活用を模索する。

このほか、遊休農地の活用にあたっては、担い手への集積を推進するほか、景観形成作物栽培の推進及び市民農園、体験農園をはじめとした都市農村交流施設の整備、スマート農業等の最先端技術を用いた農地利用の促進など、多面的な利活用を検討する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

中山間地域の農地保全にあたっては、地域の実情に応じて里山保全と連携し、里山周

辺の自然環境や景観の優れた森林をレクリエーションの場として活用するなど、農地と林地の一体的な保全を行う。

水源かん養機能の確保、土砂流出の抑制、山地災害の未然防止等を図るための治山対策を進めるにあたっては、地すべり防止対策やため池整備等と連携・調整する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本地域における育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体は、笠岡湾干拓地における大規模経営や水稻複合経営を主体として、高付加価値化の期待できる野菜・花き・果樹を組み合わせた農家や畜産農家などを目標に設定する。

このため、本市及び周辺市町においてすでに成立している優良な経営の事例をふまえ、地域における他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者当たり1,800時間程度）及び年間農業所得（1経営体当たり年間農業所得概ね400万円）の水準を確保しうる効率的かつ安定的な経営体を育成することとし、これらの経営体が地域における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

なお、育成すべき経営体は先進的経営や先進的経営をめざす者を基本としながらも、高齢化が進展する中で地域農業の維持・発展を図るため、高齢者や集落営農組織、定年帰農者など、地域の実態に即した多様な担い手を育成する。

農業経営の規模拡大にあたっては、農地中間管理機構を活用し、地域計画推進事業等の推進や、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大、農地利用の集積・集約化を積極的に推進するなど、各種の施策を総合的に実施する。

また、経営安定化のための支援措置についてもあわせて実施する。

	営農類型	目標規模	作目構成	経営体数	流動化 目標面積
個人 経営体	野菜＋麦 （干拓）	500a	促成なす 20a 露地なす 10a 大 麦 470a	12	1,182a
個人 経営体	野菜＋果樹 （干拓）	30a	いちご 10a いちじく（露地） 20a	17	－
個人 経営体	野菜＋麦 （干拓）	500a	たまねぎ 100a にんじん 100a ブロッコリー 50a だいこん 50a 大 麦 200a	16	1,778a
個人 経営体	水稻＋大豆 （干拓を除く全域）	1,400a	水 稻 600a 大 豆 150a 水稻作業受託 1350a	17	20,396a

	営農類型	目標規模	作目構成	経営体数	流動化 目標面積
個人 経営体	果樹＋水稻 (干拓を除く全域)	100a	も も 70a (白 鳳) (15a) (清水白桃) (20a) (おかやま夢白桃) (15a) (白 皇) (20a) 水 稻 30a	3	113a
個人 経営体	果樹＋水稻 (干拓を除く全域)	80a	ぶどう 50a (ビオーネ(簡易被覆)) (20a) オーロラブラック(簡易被覆) 20a 瀬戸ジャイソツ(簡易被覆) 5a シャインマスカット(簡易被覆) 5a 水 稻 30a	7	63a
個人 経営体	野菜専作 (全域)	30a	露地なす 15a いちご 15a	12	4a
個人 経営体	花き専作 (全域)	50a	ば ら 50a	6	－
個人 経営体	果樹専作 (全域)	50a	いちじく(露地) 50a	8	17a
個人 経営体	花き専作 (全域)	35a	ラークスパーク(施設) 25a ブプレウラム 15a	18	45a
個人 経営体	酪農専作 (全域)	4,000a (200 頭)	乳用牛 200 頭 飼料作物 4,000a	18	7,621a
個人 経営体	肉用牛専作 (肥育) (全域)	(100 頭)	肉用牛 100 頭	7	－
団体 経営体	野菜専作 (干拓)	8,345a	ブロッコリー 8,345a	1	1,744a
団体 経営体	肉用牛 (干拓)	(750 頭)	飼育牛 750 頭	3	－
団体 経営体	採卵鶏 (全域)	(50 千羽)	採卵鶏 50 千羽	4	－

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

生産性の高い農業を展開するため、笠岡市農業委員会、ＪＡ晴れの国岡山、井笠農業普及指導センター等が連携し、笠岡市地域農業再生協議会を核として、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進するとともに、営農診断や経営改善方策の提示等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう支援する。

また、認定農業者を中心とした担い手はもとより、兼業農家や高齢農家を含めた集落の話し合いにより、地域計画の策定をはじめとする担い手への農用地の利用集積や農作業の受委託を推進するとともに、集落営農の組織化を促す。

荒廃農地については、担い手への利用集積を図るなど、積極的にその発生防止と解消に努める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営の規模拡大にあたっては、農地利用の集積・集約化、遊休農地の防止・活用などの対策を講じることが重要である。

農地利用の集積・集約化に関しては、集落段階での組織づくりを推進し、集落での話し合いの積み上げにより、地域計画を全市的に策定して、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

また、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、地域計画により農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の促進を図る農地については、認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立を推進するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、笠岡市管内農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

農用地を効率的かつ総合的な利用の促進を図るためには、オペレーターの育成、農作業受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

また、水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本地域は広島県福山市や倉敷圏域に隣接し、水稻を中心に、果樹、野菜、花き、畜産など多様な農畜産物が生産されている。しかし、農業従事者の高齢化による担い手不足、輸入農産物の増加等による野菜価格の低迷等により、厳しい状況に立たされている。

このような状況の中で農業振興を図るため、水稻を中心とした土地利用型作物については経営規模の拡大、低コスト化、複合経営の推進、一方、園芸作物については産地間競争に打ち勝つ生産・流通体制の整備を図る必要がある。

このため、土地利用型作物については、担い手の経営規模の拡大や集落営農組織化に対応した共同利用機械や格納庫の整備を推進する。園芸作物については、高付加価値農産物の生産を図るための施設化や集約化を推進する。

また、大規模な契約栽培に対応した条件整備（共同利用機械・施設、流通加工施設等）を行う。

生産流通体制については、生産から出荷までの一連の作業が効率よく行えるように施設整備し、消費者や実需者のニーズに対応できるようにする。

安心安全な農畜産物や多様化する消費者ニーズに対応するとともに、地産地消や多様な担い手の生産意欲の向上を図るため、都市と農村の交流施設の整備や既存の直売施設等も含めた直売システムのネットワーク化、JA等の施設を活用した特産品開発等を推進する。

環境保全型農業の生産振興を図るため、ポジティブリスト制度の徹底やトレーサビリティへの対応、栽培管理の記帳運動の推進、有機農業・減農薬栽培の推進、農業系ごみ（廃ビニール、プラスチック類等）の適正処理、家畜排泄物の適正処理を行うための施設整備や堆肥化リサイクル等の高度処理の取り組みを推進する。

地区別の整備構想は次のとおりである。

(1) 北部(A)（北川、新山、吉田）

本地区では、水稻を中心に大豆、野菜等が栽培されている。

今後は、担い手への農地集積や集落営農組織の育成を進め、水田農業の維持・強化を図りながら、高度利用を促進する。

水稻は、売れる米づくりを推進するため、推奨品種への統一を促すとともに、基本技術の励行による一等米比率の向上や、適正水分の確保、種子更新の啓発等を通じて品質向上対策を徹底する。

また、大豆や園芸作物等を組み合わせた水田の効率的な利用を推進する。大豆は、集落営農の取り組みの一環として、生産組合の設立を促し、ニーズに見合った生産を

行う。近代化施設の整備にあたっては、担い手の経営規模の拡大や集落営農組織化に対応した共同利用機械や格納庫等の整備を推進する。

肉用牛は、経営拡大や高度な生産・飼養管理技術の普及推進や優良牛の確保等によって、より一層の生産性向上と低コスト化を追求するとともに、安全な畜産物の生産と家畜ふん尿の適正な処理による環境に配慮した畜産経営を行う。養鶏は、衛生的な飼養管理による生産性と品質向上に努め、安定供給を図る。

また、耕畜連携による土壌還元による土づくりや家畜排泄物の適正処理を推進するため、堆肥舎等の整備や家畜ふん尿処理施設の整備を計画的に進める。

(2) 西部(B) (大井、陶山)

本地区では、丘陵地を中心にぶどうや野菜の栽培が行われており、今後はこれらの施設化を推進する。ぶどうは、簡易被覆栽培への転換をさらに推進する。養鶏は、生産性・品質向上と安定供給を図るために必要な近代化施設の整備を、環境に配慮しながら推進する。

(3) 東部(C) (今井、大島)

本地区では、水稻のほか、いちごやもも、ぶどうなど比較的生産性の高い農業が行われている。

今後は、施設化や集約化により生産団地の維持を図る。

いちごは、省力化及び低コスト化に努め、栽培面積の拡大を図るため、高設栽培を中心とした施設化を推進する。ももは、老木改植により高品質な品種に統一し、販売額向上をめざすとともに、低樹高仕立て等の省力栽培技術の普及を進める。ぶどうは、ピオーネを中心とした推奨品種への転換をさらに推進する。

(4) 中央部(D) (笠岡、金浦、城見、神内、神外)

本地区では、水稻、施設園芸等を中心とした農業が営まれている。

今後は、城見地区の果樹や神島地区の花きについて、生産団地の維持を図る。

いちごは、高設栽培を中心とした施設化を推進する。いちじくは、蓬萊柿の栽培面積拡大を推進し、産地としてのブランド化を図る。花きは、ばらやラークスパーを中心に、加温コストの低減や多様化するニーズにあわせた多様な品目・品種・作型の作付けを推進し、生産の安定拡大と出荷体制の強化を図る。

(5) 南部・島しょ部(E) (白石、北木島、真鍋、飛島)

本地区では、農業は衰退傾向にあるが、特徴ある品目（寒菊、ゴーヤなど）を活かした特産品づくりや直売、島内自給率の向上に向けた取り組みを支援する。

(6) 笠岡湾干拓地(F)

本地区では、土地利用型の大型農業機械を使った大規模・近代的な営農が展開されている。

今後とも、消費者ニーズにあった安全安心で高品質・高付加価値な農産物の生産促進のための条件整備に努める。

麦は、排水対策や病害虫・雑草防除等の基本技術を徹底し、収量・品質の高位平準化を図るとともに、ニーズに見合った生産を行う。飼料作物は、優良草種や高能率飼料生産体系の導入を図るほか、飼料用とうもろこしの二期作栽培の拡大や粗飼料基地の活用による飼料自給率の向上に努める。近代化施設の整備にあたっては、これらに必要な機械施設の整備を推進する。

なすは、この地区を中心に市全域において露地栽培・施設栽培ともに面積を拡大し、天敵栽培を中心に減農薬、省力化、低コスト化及び施設化に努める。

たまねぎ、キャベツ及びブロッコリーは、笠岡湾干拓地内の土地利用型作物における主要品目として定着しており、今後も加工・業務用向けに栽培面積拡大を図るため、育苗技術の向上や、スマート農業の導入を中心とした農作業の効率化に努めるとともに、集出荷施設や、付加価値向上に向けた加工施設等の整備を推進する。

いちじくは、蓬萊柿の栽培面積拡大を推進し、産地としてのブランド化を図る。

花きは、ラークスパーやばら、洋らん等花き類を中心に、加温コストの低減や多様化するニーズにあわせた品目・品種・作型の作付けを推進し、生産の安定拡大と出荷体制の強化を図る。

乳用牛・肉用牛は、経営拡大や高度な生産・飼養管理技術の普及推進や優良牛の確保等によって、より一層の生産性向上と低コスト化を追求するとともに、安全な畜産物の生産と家畜ふん尿の適正な処理による環境に配慮した畜産経営を行う。

また、耕畜連携して土壌還元による土づくりや家畜排泄物の適正処理を推進するため、堆肥舎や牛ふんを利用したバイオガス発電施設等、家畜ふん尿処理施設の整備・活用を進める。

このほか、麦わら等を活用したバイオマスのエネルギー利用についても取り組みを、継続して検討する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備 考
		受益地区	受益面積 ha	受益戸数 戸			
育苗施設 高生産性 農業用 機械施設	笠岡西南地区 ブロッコリー 育苗ハウス 5棟 4,950 m ² 播種機 2台 定植機 2台	笠岡 湾干 拓地	60.0	3	(株) I LOVE ファーム	①	平成 19～20 年度 強い農業づくり交付 金 (経営構造対策)(笠 岡西南地区)
堆肥舎	堆肥舎 980 m ² ショベルローダ ー 1 台 マニユアスプレ ッダー 1 台	笠 岡 湾 干 拓地	225.0	14	笠岡湾干 拓地畜産 生産組合	②	平成 26 年度 共同堆肥舎整備事業
農業用機械	収穫機 1 台 乗用管理機 1 台 選別施設 1 式 スプリンクラー 1 式	笠 岡 湾 干 拓地	12.0	1	(有) エーアン ドエス	③	平成 28 年度 担い手確保・経営強 化支援事業
農業用機械	葉切機(固定・乗 用)各 1 台 収穫台車 2 台 散水装置 1 台 乗用管理機 1 台 トラクター 1 台	笠 岡 湾 干 拓地	12.0	1	(有) エーアン ドエス	④	平成 28 年度 産地パワーアップ事 業
ビニール ハウス	ビニールハウス 1 棟 3,200 m ²	笠 岡 湾 干 拓地	2.9	1	(株) 藤原農園	⑤	平成 28 年度 産地パワーアップ事 業
集出荷貯蔵 施設	集出荷貯蔵施設 1 棟 1,458 m ² 冷蔵庫 3 機(貯蔵 能力 669.6t)	笠 岡 湾 干 拓地	125.1	4	(有) エーアン ドエス	⑦	令和 5 年度 強い農業づくり総合 支援交付金

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図 番号	備 考
		受益 地区	受益 面積 ha	受益 戸数 戸			
農業用機械	<R4 事業> 【機械導入】 ・高速播種機 1 台 ・剪葉機 1 台 ・トラクター(23ps) 1 台 タマシヤトル 1 式 中耕機 1 台 根切り機 1 台 デッカー 1 台 高速施肥機 1 台 ・ブームスプレーヤー 1 台 ・乗用型トラクター(57ps) 1 台 草カルチ 1 台 【資材等】 ・アルミ送水管 320 本 ・小径スプリングラー 96 個 ・大径スプリングラー 20 個 ・底面灌水ヘッド 1 式 <R5 事業> 【機械導入】 ・オノンビッガー 1 台 ・オノンタッパ 1 台 ・ロボットトラクター(100ps) 1 台 ・高速移植機 1 台 ・アップカッターロータリー 1 台 ・ディスクハロー 1 台	笠岡湾干拓地	28.0	1	(株)備中 しお風フ アーム	⑥	令和4年度、5年度 産地生産基盤パワー アップ事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本地域における新規就農者は、笠岡湾干拓地の大規模経営体における新規就農者を中心に、年平均2人程度で推移しているが、農業後継者は不足している状況にある。

このため、農業後継者や新規就農者の育成に加え、U I J ターンや定年退職者、女性なども含め、幅広く多様な担い手を育成する。

農業就業者育成・確保施設については、既存施設の有効活用を推進するほか、生活環境施設の整備を通じて新規就農者や定年帰農者の定住を促進していく。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

認定農業者等の農業を担うべき者の育成・確保にあたっては、笠岡市地域農業再生協議会を核に関係機関が連携し、生産技術や経営面について、集中的・重点的に指導・助言を行う。就農にあたっては、各種制度資金及び利子補給制度の周知のほか、農地取得・借入の情報提供・斡旋など、就農相談の充実に努める。

また、環境と調和した土地利用調整を図りながら、U I J ターンや定年帰農を含めた、新規就農者の定住促進を図るための条件整備として、幹線道路沿線等に生活利便施設の立地を促進し、農村環境の改善を図る。

多様な担い手の育成にあたっては、少量多品目栽培や、グループによる加工品製造、直売活動など、地産地消の推進とあわせ、様々な農業関連活動を支援する。女性が主体となっている経営体の経営改善計画の策定を支援するとともに家族協定の締結を推進する。

また、農村女性グループの組織活動や起業活用を支援するとともに、女性の農業委員の登用や地域農業の意志決定の場への参画を一層推進する。

次世代の担い手の育成にあたっては、野菜や味噌など地場産農産物や農産加工品を学校給食に供給する取り組みを、引き続き推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域は広島県福山市や倉敷圏域に隣接しているため、就業機会に比較的恵まれている一方で、島しょ部では就業機会に恵まれていない。

若者が農村にとどまり、人口流出を防ぎ、兼業農家に安定した就業機会を確保するため、広域交通網の整備や離島航路の確保を図るとともに、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく実施計画を策定し、企業誘致や地場産業の育成、観光振興等を積極的に推進し、雇用と就業機会の拡大に努める。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

担い手への農地集積、農作業受委託を促進する一方で、経営規模縮小農家や離農希望者に対し、安定的な就業機会と所得の確保を図る必要がある。

このため、地域活性化への波及効果が大きく、農業従事者の就労機会の安定的な確保につながる事業を進め、農業と商工業との調和に配慮しつつ産業全体の振興を図る。

また、農水産物を活用した直売や特産品開発、6次産業化、これらを活かした観光振興を推進し、多様な担い手がそれぞれの能力を発揮できる場を創出するとともに、定年帰農や移住のための支援を行う。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

社会・経済情勢の変化に伴い、農村集落の生活様式は全般的に都市化の傾向にあるが、生活環境の整備状況は市街地に比べると立ち後れている。

このため、「第78次笠岡市総合計画 後期基本計画（令和4年4月）」に基づき、安全性、保健性、利便性、文化性等を考慮した生活環境施設の整備を推進する。農村コミュニティ施設等については、地域の要望をふまえながら、適宜整備を進める。これまでに整備された各種の基盤についてはソフト面の充実に努めるほか、施設の維持・管理が適正に行われるよう配慮する。

(1) 安全性

台風による高潮被害や高潮位時の海水逆流、降雨時の排水不良等により、内水氾濫等の水害が発生する一方で、護岸や排水路、水門、排水ポンプ等の老朽化が進行しているため、これらの整備・補修を計画的に推進する。

また、災害発生に備え避難場所や避難路をはじめとする防災基盤の整備、防災公園の整備、公共施設等耐震化事業等を推進する。

災害に強い水道システムの構築に向けて、水道施設の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント手法を導入し、下水道施設の更新及び長寿命化対策、地震対策事業を実施する。

併せて、自主防災組織の活性化や活動支援を進めるとともに、各家庭での防災対策、各種情報伝達手段に関する普及・啓発を進める。

(2) 保健性

医師会等の関係機関と協議しながら地域医療体制及び救急医療体制の整備に努めるとともに、島しょ部の救急対策として、搬送を担っている消防団員等への応急手当講習会を実施し、知識・技術の向上を図る。

上水道は、水道水の安全・安心を確保するため、基幹施設においてリアルタイム（即時）の自動水質監視システムを増設する等、水質管理の徹底を図る。

社会情勢及び財政情勢の変化を踏まえ、下水道整備による汚水処理のみでなく、合併処理浄化槽を含めた早期の汚水処理の概成を目指す。

家庭及び事業所から排出される可燃ごみの量は近年概ね横ばいで、ごみの減量化が進んでいない状況であることから、ごみの減量化・資源化について、家庭と事業所に対しての啓発活動を行うとともに、効果的なインセンティブを導入するなど、排出抑制や資源化の推進を図る。

(3) 利便性

国道２号バイパス（「玉島・笠岡道路」及び「笠岡バイパス」）、笠岡西ＩＣ（仮称）以西の「福山道路」の整備のほか、篠坂ＰＡスマートＩＣ（仮称）の早期整備を促進する。

人口減少や高齢化の進行を受けて、公共交通の路線や便数が減少しているため、輸送需要に応じた路線体系やダイヤ編成、不採算バス路線への補助、高齢者へのタクシー利用料金助成、バス停の利便性向上など、公共交通機関の利用促進に取り組む。島しょ部では、離島航路維持のための補助のほか、観光振興等による輸送需要の拡大を図る。

(4) 快適性

就労や経済的な状況に関わらず、子どもを持つ親が安心して子育てができるように、幼稚園・保育園の一体化に向けた再編整備の推進や、妊娠期から就学までの乳幼児とその保護者に対して、健やかな発育を支援するとともに、子どもたちの健康管理や感染症予防を推進する。

公民館や図書館等の社会教育施設の利用促進を図るため、ニーズに応じた講座を新設するなど、学習内容を充実させる。さらに、ホームページやＳＮＳ等を活用し、学習情報を広く提供する。

また、公民館・サンライフ笠岡・老人福祉センター等での講座をはじめ、市民団体等が自主的に行う学級等を支援し、市民が学ぶ機会の充実を図る。

(5) 文化性

スポーツ施設は、老朽化した施設の改修等も併せて、誰もが気軽に利用できる時間帯を確保するため、既存体育施設を有効利用した夜間照明施設等を計画的に整備する。

また、各種スポーツ教室を開催し、市民の体力と運動能力の向上を図る。

カブトガニが繁殖力を取り戻すまで、カブトガニ保護の活動を継続し、干潟等の環境保全の重要性とカブトガニ保護の意義を理解してもらうための多様な取組を行う。また、カブトガニと博物館を活かした本市のＰＲを行い、様々な機会を利用して全国に情報発信する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

山地災害の未然防止、水源かん養機能の確保、土砂流出の抑制等を図るための治山対策を行う必要があることから、その実施にあたっては、地すべり防止対策やため池整備等と連携・調整する。

森林の適正な維持管理や地域産業の振興、生活環境整備等のためには、林道の改良・舗装を進める必要があることから、その実施にあたっては、農道整備と一体的かつ計画的に推進する。

自然環境や景観の優れた森林をレクリエーションの場として活用することを通じて都市住民が森林・林業への関心を高めることが重要であることから、その活用にあたっては、里山周辺の農地と林地の一体的な保全を行う。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

公共下水道事業・小型合併浄化槽設置事業などの実施にあたっては、他事業計画との調整を行い、また地域の実情・特性に応じて推進する。